

旭区はぐくみネットコーディネーター要綱

（目的）

第1条 この要綱は、旭区におけるはぐくみネットコーディネーターに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 はぐくみネットコーディネーターは、学校・家庭・地域の連携による学校教育の支援と地域の「教育コミュニティ」づくりに関し、大阪市はぐくみネットコーディネーター設置要綱第2条に基づき、次の任務を行う。

- （1）「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業の支援
- （2）その他、学校・家庭・地域の連携に関すること

（委嘱予定者の推薦）

第3条 区長は、各小学校区教育協議会の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿を取りまとめ教育委員会に提出する。

（細則）

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、旭区長が定める。

（附則）この要綱は平成26年4月1日から施行する。